

介護予防・日常生活支援 について

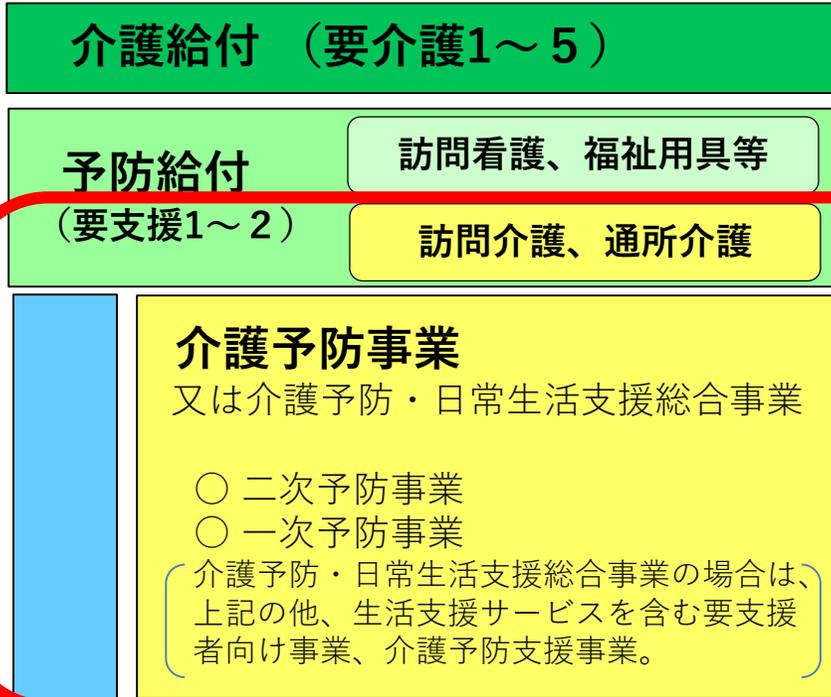
令和元年8月21日(水)
十和田市 健康福祉部 高齢介護課

目次

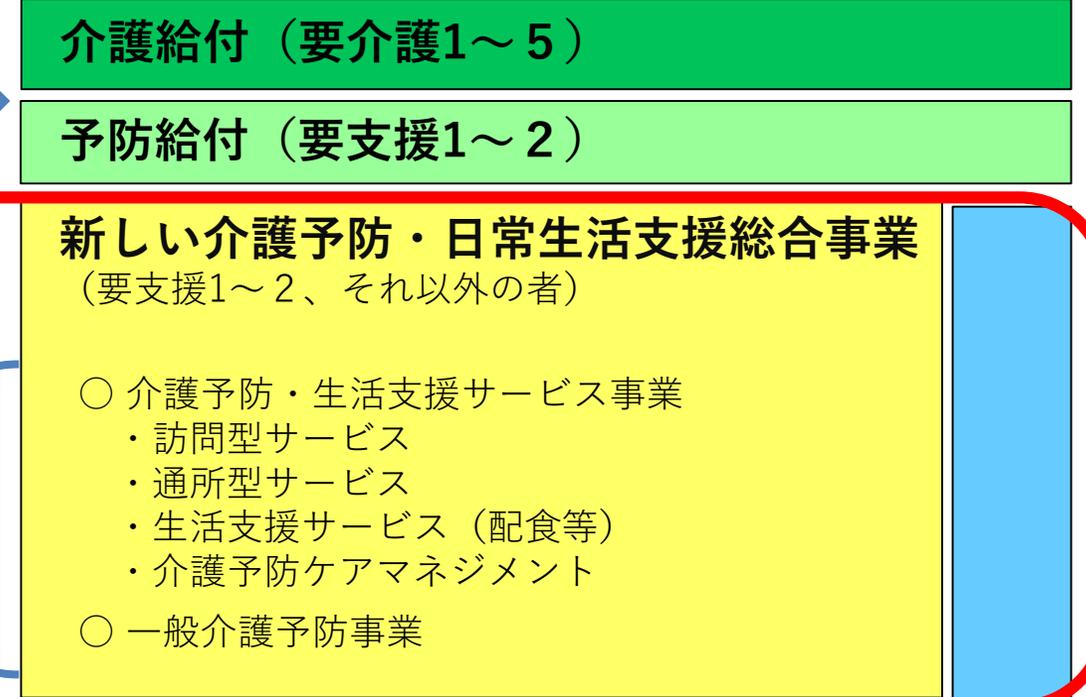
1. 介護保険制度のしくみと改正の概要
2. 市の介護予防・日常生活支援総合事業
3. 市の高齢者の状況
4. 実績・成果
5. 今後

1. 介護保険制度のしくみと改正の概要

<改正前>



<改正後>



改正前と同様

事業に移行

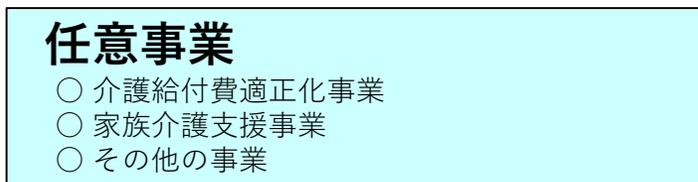
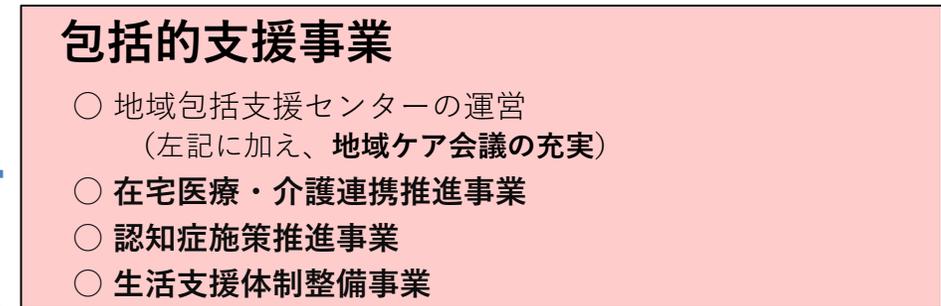
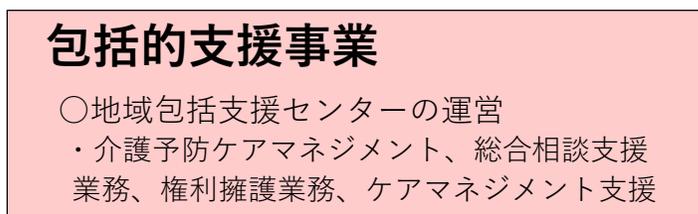
全市町村で実施

多様化

充実

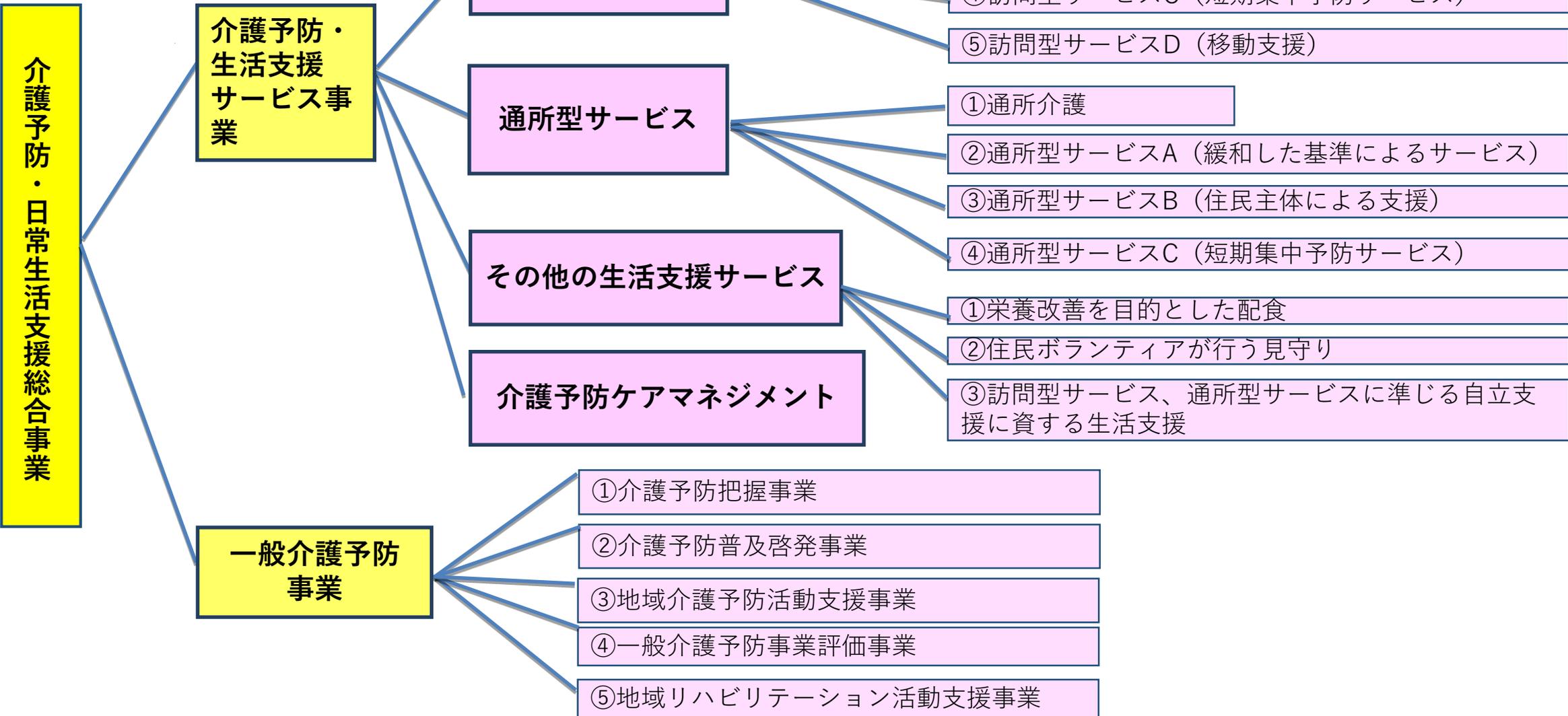
地域支援事業

地域支援事業



介護予防・日常生活支援総合事業の種類

目的：地域の実情に応じた多様なサービスを提供することにより、要支援状態の維持、改善を図る。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
- ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- ⑤訪問型サービスD（移動支援）

通所型サービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③通所型サービスB（住民主体による支援）
- ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）

その他の生活支援サービス

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティアが行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援

介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

総合事業利用の流れ

65歳以上のかた

高齢介護課または地域包括支援センターに相談します。

●訪問介護(ホームヘルプサービス)や
通所介護(デイサービス)のみを利用するかた



●通所リハビリ、福祉用具貸与、住宅改修、訪問看護など
を利用するかた
●病気やケガで心身の状態が悪化して要介護1以上と
思われるかた



基本チェックリストを受ける



※原則として、利用者本人が高齢介護課の窓口に向いて手続きをします。
事情により本人が来庁できない場合などをご相談ください。

要介護(要支援)認定を受ける



自立した生活が送れるかた

生活機能の低下がみられた
かた(※)

(※)基本チェックリスト
でサービスの対象となっ
たかたは「事業対象者」
と判定されます。

非該当

要支援1・2のかた

介護予防サービスが
利用できます

要介護1~5のかた

介護サービスが
利用できます

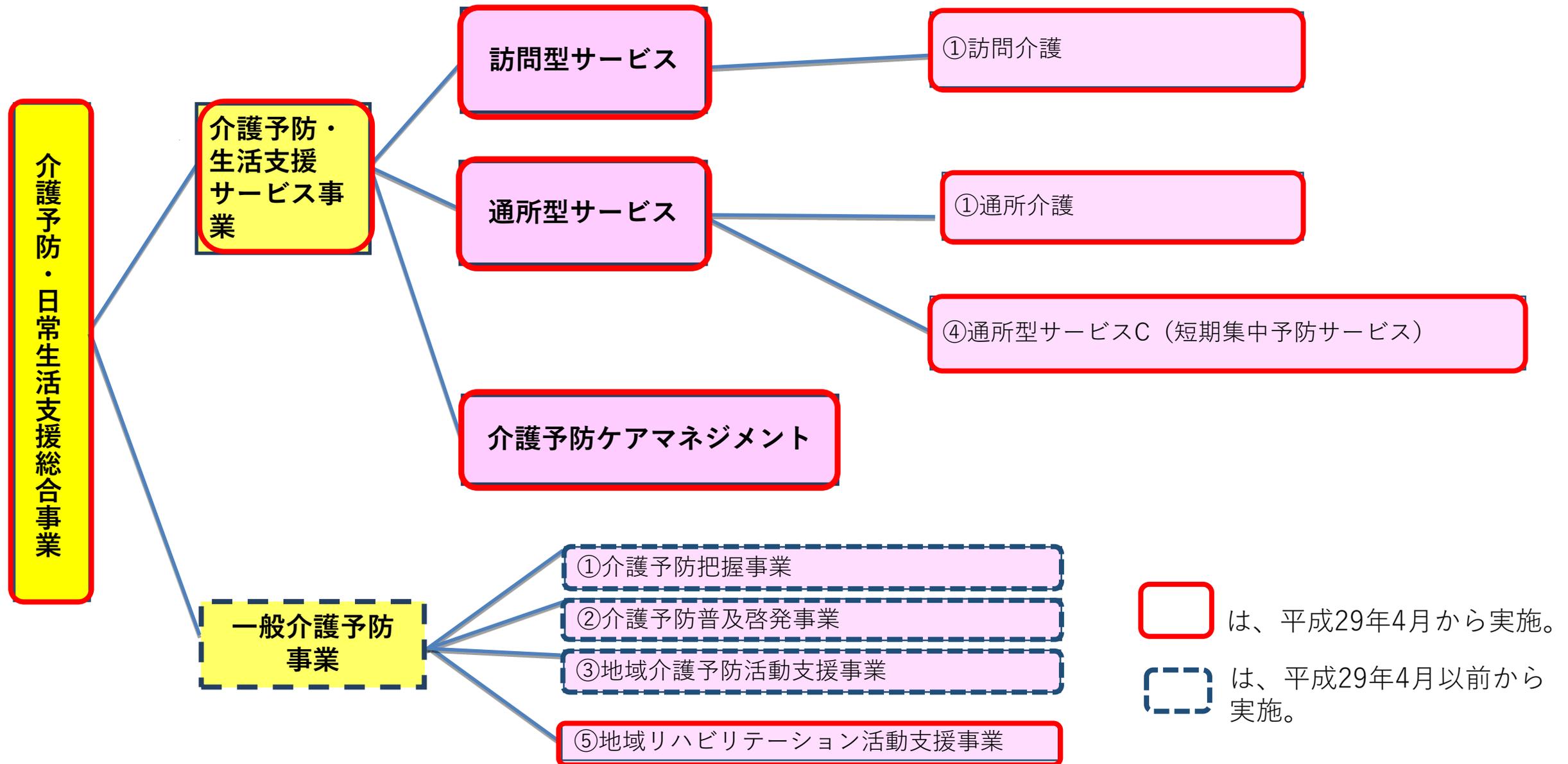
※事業対象者となった後でも、必要に応じて要介護認定を申請することができます。

一般介護予防事業 が利用できます

介護予防・生活支援サービス事業 が利用できます

総合事業

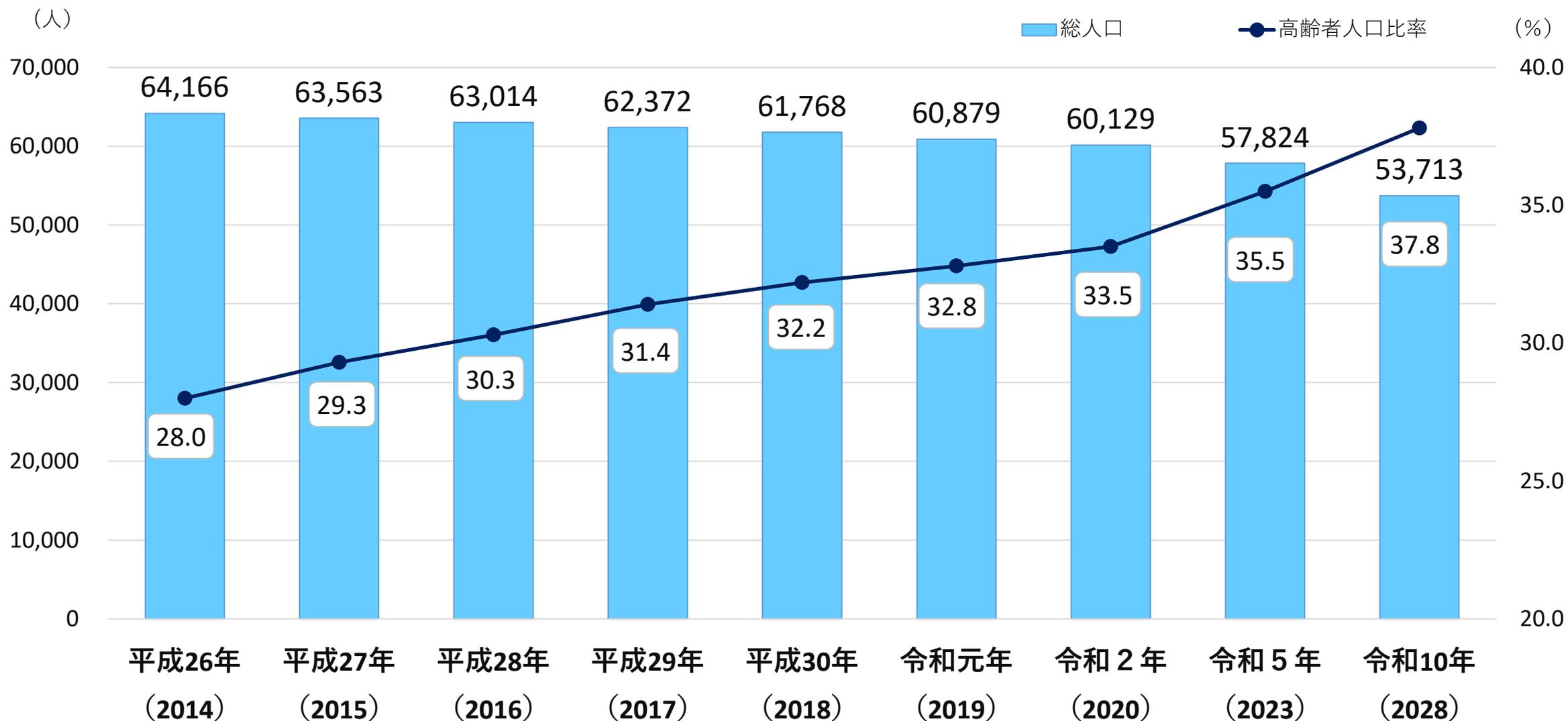
2. 市の介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年4月～)



2. 市の介護予防・日常生活支援総合事業 「介護予防・生活支援サービス事業」

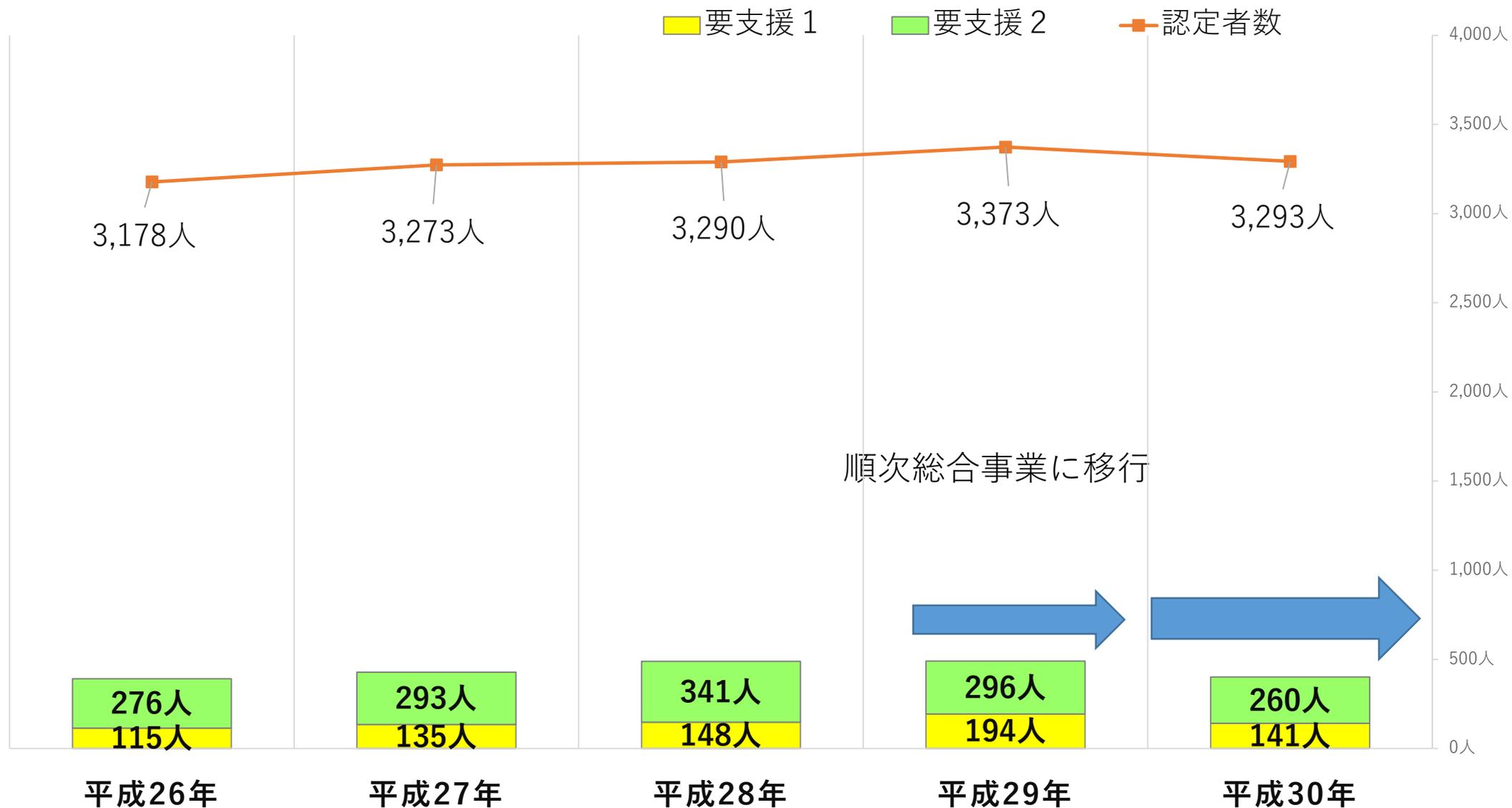
基準	訪問型サービス	通所型サービス	介護予防ケアマネジメント
サービス名	①訪問介護	①通所介護	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	生活機能を改善するための機能向上
対象者	要支援1・2の方、事業対象者	要支援1・2の方、事業対象者	要支援1・2の方、事業対象者
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者委託実施
サービス基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本	内容に応じて
利用者負担	サービス料の1割または2～3割	サービス料の1割または2～3割	なし
サービス提供者	訪問介護事業所	通所介護事業所	整骨院・接骨院等
利用区分	月毎の定額の利用料 事業対象者・要支援1・2 ：週1回程度 1,168円 事業対象者・要支援1・2 ：週2回程度 2,335円 事業対象者・要支援2 ：週2回を超える 3,704円	月毎の定額の利用料 事業対象者・要支援1 ：週1回程度の利用 1,647円 事業対象者・要支援2 ：週2回程度 3,377円 ※各種加算は予防給付と同一	総合事業のサービスのみを利用している方のケアマネジメント ※介護予防サービスも利用している方のケアマネジメントマネジメントは、介護予防支援(予防給付)です
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	委託契約により

3. 市の高齢者の状況 ①総人口と高齢化率の推移



※各年9月末を基準日とした住民基本台帳より。令和2年、令和5年、令和10年は推計(第7期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より)

3. 市の高齢者の状況 ② 認定者数の推移



4. 実績・成果

事業実績（成果指標以外）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）
訪問型サービス（延利用者数）	525人	1,392人
（延利用日数）	3,542日	8,440日
通所型サービス（延利用者数）	964人	2,697人
（延利用日数）	6,003日	16,560日
通所型サービスC 短期集中型サービス（延利用者数）	16人	12人
（延利用日数）	175日	138日
介護予防ケアマネジメント（延利用者数）	1,062人	2,821人

国保連審査決定請求より（各年度4月請求～3月請求分）

●平成30年4月～平成31年3月までのサービス利用者

実人員	利用サービスの種類	
443人	訪問型サービスのみ	103人
	通所型サービスのみ	269人
	訪問型サービスと通所型サービスの両方	71人
12人	通所型サービスC(短期集中型サービス)	12人

●平成30年4月～平成31年3月までの介護予防ケアマネジメント利用者

実人員 382人

第7期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

7期計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	165人	205人	240人
通所介護	270人	310人	345人
訪問介護・通所介護 (新しい基準によるサービス)	実施に向けた検討	20人	30人

実績	平成30年度
訪問介護利用	174人
通所介護	340人
訪問介護・通所介護 (新しい基準によるサービス)	

< 成果 >

- ① 予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）と同様のサービス内容、料金基準を用いることで、これまで通りにサービスが利用できている。
- ② チェックリスト実施日から1週間以内にサービス利用が開始できるよう実施し、必要な方が早期に利用できた。
- ③ 介護予防給付と総合事業という選択枝ができたことで、軽度者への総合事業の提案等により介護申請につながることを防ぐことができた。

< 今後 >

高齢者の増加、単身世帯等の増加により、支援を必要とする軽度の高齢者も増加していくことが推測される。それに伴い、総合事業利用者の増加も見込まれる。

現在のサービス内容の状態を継続していくと、需要に対して供給が間に合わないことが想定される。そのため、市独自の生活支援サービスの構築や住民主体の多様なサービスの担い手の育成が求められています。

○適正なケアマネジメントの実施にむけ、地域包括支援センターとの連携強化

○介護予防事業、生活支援体制整備事業等との連携

現在のサービス利用者の支援内容の実態を把握、必要とされているサービス内容の把握、生活支援体制整備事業からの把握された課題、地域包括支援センターにおける地域ケア会議で把握された地域課題等を分析し、市独自の生活支援サービス特に専門職以外の生活支援の担い手を確保していくために検討していきたいと考えています。